

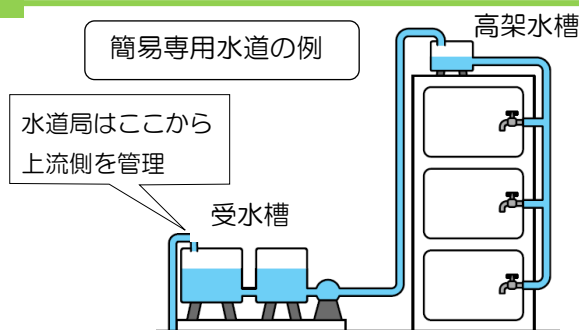
簡易専用水道の衛生管理について



簡易専用水道とは

■水道事業者（八戸圏域水道企業団）から供給される水だけを水源とし、有効容量 10 m³をこえる受水槽をもつ施設を簡易専用水道といいます。

■簡易専用水道は、水道法に基づき、設置者が衛生的に管理しなければなりません。



必要な衛生管理（水道法の基準）

1) 法定検査の受検

設置者は、毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査（有料）を受けなければなりません。主な検査項目は、次のとおりです。

項 目	内 容
① 施設の外観検査	水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査
② 水質の検査	給水栓における水の臭い、味、色、色度、濁度、残留塩素の検査
③ 書類検査	設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査

2) 貯水槽の清掃

受水槽、高架水槽の清掃を、年1回以上、定期的に行ってください。清掃は、専門業者（「建築物飲料水貯水槽清掃業」の登録業者など）に行わせるのが望ましいとされています。

3) 施設の点検

水槽その他の施設を点検し、汚水や異物によって水が汚染されるのを防止する措置を講じてください。

4) 水質の確認

給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味をチェックして、異常がないか確認してください。また、週1回の残留塩素濃度の確認（遊離残留塩素濃度が0.1mg/ℓ以上あるか）を推奨しています。

異常時の対応

水質異常や事故等が発生した場合は、次の措置をとらなければなりません。

- ・水質に異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- ・給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、利用者や市（保健所）、水道事業者（八戸圏域水道企業団）に連絡する。



■法定検査の検査機関

青森県内の受水槽を検査できる登録検査機関は次の5社です。

(株)江東微生物研究所	八戸営業所 0178-72-1820	(株)大東環境科学	本社（盛岡市） 019-635-2465
(一財) 青森県薬剤師会 食と水の検査センター	八戸支所 0178-70-5925	(株)EYS	本社（奥州市） 0197-24-4244
		宮城県公衆衛生協会	本部（仙台市） 022-771-4722

※令和5年7月現在（最新の情報は厚生労働省のHPで確認可能）

※検査料金は、検査機関に直接お問い合わせください。

■保健所への届出・報告

次の場合は、保健所に届出してください。

※届出書の様式は八戸市HPからダウンロードできます。

届出が必要なとき		届出書〔添付書類〕
新設	- 簡易専用水道を新たに設置するとき - 休止していた簡易専用水道を再開するとき	簡易専用水道設置届出書 〔簡易専用水道施設概要書、図面〕
変更・廃止	- 届出内容を変更するとき （例）設置者の変更、主要設備の変更 - 簡易専用水道を廃止するとき	簡易専用水道（設置届出記載事項変更・廃止）届出書

次の場合は、保健所に報告してください。

報告が必要なとき	報告方法
法定検査の結果、水の供給について衛生上問題があると認められたとき（総合判定がCであるときなど）	検査結果を保健所に持参するか FAX で送付してください。

■管理のポイント

- ・法定検査の結果、改善を要する項目があった場合には、速やかに対策しましょう。
- ・汚水、異物による水の汚染防止のため、次の点に気を付けて施設を点検しましょう。

